

大津港駐車場の事業許可変更および道路公社の定款変更について

1 事業許可変更と定款変更の概要について

- 大津港駐車場は大津港利用客の利便性確保と浜大津周辺の駐車場不足に対応することを目的に計画され、有料道路事業として道路公社が建設し、平成9年に供用を開始した。
- 11月定例会議の常任委員会で報告したとおり、今般、道路公社の管理期限を3年前倒しし、令和6年度から港湾施設の有料駐車場として県が管理を行う。道路公社の管理期限の変更にあたり、事業許可や公社定款の変更を国へ申請するため県議会の議決が必要であり、2月定例会議に議案として提出する。

2 事業許可変更等に必要な手続き

(1) 事業許可変更について

- ・ 「料金徴収期間」の変更にかかる国の許可

(道路整備特別措置法第10条第4項)

(旧)	(新)
平成9年4月1日から 令和9年3月31日まで	平成9年4月1日から <u>令和6年3月31日</u> まで

(2) 公社定款変更について

- ・ 「道路の整備に関する基本計画」の変更にかかる国の認可

(地方道路公社法第5条第2項)

路線名	管理の区間
一般国道477号 滋賀県道 守山栗東線	滋賀県栗東市林から 滋賀県大津市真野普門町まで
<u>滋賀県道 大津草津線</u> <u>(大津港駐車場)</u>	<u>滋賀県大津市浜大津五丁目地内</u>

削除

3 今後のスケジュール

- 令和5年3月～4月
 - ・ 事業許可変更等の国への申請、許可等
- 令和5年4月～令和6年3月
 - ・ 道路公社による駐車場の修繕工事
 - ・ 大津港駐車場を公共港湾施設へ指定
 - ・ 指定管理者の募集
 - ・ 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の変更
 - ・ 道路区域変更 等

(参考)

○道路整備特別措置法

- ・ 道路整備特別措置法第10条第4項の規定に基づき、滋賀県道路公社は、事業計画の変更のため、国に変更許可を申請する。
- ・ この申請に当たっては、あらかじめ同法第16条第1項の規定に基づき県の同意が必要。
- ・ この同意に当たっては、同条第2項の規定に基づき県議会の議決が必要。

道路整備特別措置法

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

第10条

- 4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(道路管理者の同意等)

- 第16条 地方道路公社は、許可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。)を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)の同意を得なければならない。

- 2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき許可は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

○地方道路公社法

- ・ 地方道路公社法第5条第3項の規定に基づき、滋賀県道路公社と設立団体(滋賀県)は、基本計画の変更に係る定款の変更のため、国に認可を申請する。
- ・ この申請に当たっては、あらかじめ同条第6項の規定に基づき県議会の議決が必要。

地方道路公社法

(定款)

第5条

- 2 定款の変更は、国土交通大臣(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の市(以下「指定市」という。)以外の第八条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。)の認可を受けなければならない。

- 3 設立団体たる地方公共団体の変更又は道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更についての前項の認可の申請は、設立団体(新たに設立団体となる地方公共団体を含む。以下この項、次項及び第六項において同じ。)が道路公社と協議して定めるところに基づき、道路公社と設立団体が共同して行なうものとする。

- 6 設立団体は、第三項の規定により第二項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

●大津港駐車場について



施設概要

- ・ 名称 大津港駐車場(大津市浜大津五丁目)
- ・ 収容台数 小型乗用車151台(地下構造)
- ・ 事業費 約15億円
 - 〔 河港課負担金3億円
 - 〔 有料道路事業費12億円(国、市中銀行からの借入9億円、県出資金1.8億円、大津市出資金1.2億円)
- ・ 計画駐車台数 185,055台/年(R3実績:28,681台/年、計画比15.5%)
- ・ 計有料金収入 107,474千円/年(R3実績:11,971千円/年、計画比11.1%)
- ・ 供用開始 平成9年4月1日
- ・ 料金徴収期間 令和9年3月31日(供用開始から30年間)